

令和7年度
福島町議会
定例会2月会議

令和8年2月13日（金）

諸般の報告
(第1号)

福島町議会

提出された案件

1 町長提出案件

報告第4号 専決処分した事件（令和7年度福島町一般会計補正予算（第10号））
の報告について
議案第53号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第11号）

2 町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	小鹿 浩二	産業課長	福原 貴之
建設課長	紙谷 一		
教育長	小野寺則之	事務局長兼学校給食センター長	石川 秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美

3 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	主任	角谷 里紗
会計年度職員	熊谷 治子		

4 監査報告

1月13日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。（浄化槽事業会計）
1月15日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
〔 一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険診療所特別会計、水道事業会計 〕

5 常任委員会の調査報告

1月28日 経済福祉常任委員会から所管事務調査の報告があった。
30日 広報・広聴常任委員会から所管事務調査の報告があった。
2月3日 総務教育常任委員会から所管事務調査の報告があった。

6 調査特別委員会の調査報告

12月18日 議会改革調査特別委員会から所管事務調査の報告があった。

7 議会に関連した諸行事（令和7年度福島町議会定例会12月第2回会議後、本日まで）

12月16日 議会運営委員会（定例会12月第2回会議の反省）
18日 第3回諮問会議（全議員）

- 19日 福島商業高等学校学習成果発表会（議長ほか）
- 24日 渡島町村議会議長会役員会（函館市 議長）
- 1月4日 福島消防団出初式（議長ほか）
- 6日 新年交礼会（議長ほか）
- 13日 広報広聴常任委員会（介護事業所との懇談会）
- 19日 経済福祉常任委員会（木質チップの活用）
- 20日 議会運営委員会（議会だより）
- 21日 渡島西部四町議会議員連絡協議会令和7年度第2回理事会（議長ほか）
- 22日 渡島議長会定期総会（函館市 議長）
- 27日 総務教育常任委員会（避難計画、町立学校）
- 〃日 町内会連合会総会（議長ほか）
- 30日 経済福祉常任委員会意見書手交（木質チップの活用）
- 〃日 広報広聴常任委員会意見書手交（介護事業所との懇談会）
- 〃日 建設協会新年交礼会（議長ほか）
- 2月3日～10日 町民と議員との懇談会（全議員）
- 6日 総務教育常任委員会意見書手交（津波避難対策計画、町立学校の在り方）
- 12日 経済福祉常任委員会（国保、介護、診療所）
- 13日 議会運営委員会（定例会2月会議の運営）

常任委員会の調査報告

令和7年12月16日開催の令和7年度定例会12月第2回会議で決定した休会中の所管事務調査について、次のとおり結果報告書の提出があったので、これを報告する。

令和8年2月13日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

- 1 総務教育常任委員会
 - ・調査事件6 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について
 - ・調査事件7 町立学校の今後の在り方について
- 2 経済福祉常任委員会
 - ・調査事件15 木質チップの活用状況について
- 3 広報広聴常任委員会
 - ・調査事件3 介護事業所との懇談について

福 議 委 号
令 和 8 年 2 月 3 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

所管事務調査報告書の提出について

令和7年12月16日の定例会12月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	6 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について	7 町立学校の今後の在り方について
調査期間	令和8年1月27日	
出席委員	委員長 藤山 大 委員 木村 隆 委員 平野 隆雄	副委員長 熊野 茂夫 委員 杉村 志朗 委員 溝部 幸基
委員外委員	議員 佐藤 孝男	議員 平沼 昌平
出席説明員	町長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 総務課長 小鹿 浩二 総務課長補佐 阿部 孝憲	町長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 教育長 小野寺則之 教育委員会事務局長 石川 秀二 教育委員会事務局次長 西田 真弓
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 会計年度任用職員 熊谷 治子	主任 角谷 里紗

[委員会意見]

調査事件 6 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について

(令和8年1月27日調査)

町では、国の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進特別措置法」の規定に基づく「特別強化地域」に指定されたことを受け、現行の「福島町津波避難計画」に代わる、より重要な津波避難対策として「福島町津波避難対策計画」「同緊急事業計画」の策定を進めており、令和6年度には計画策定に向けた基礎調査を実施し、本委員会においても所管事務調査を行い、避難場所や避難路等の整備について意見を提出しております。

この度、町より、津波避難対策計画等の策定の進捗状況について、資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

町から示された、津波避難対策計画等の策定、津波避難の困難地域・方針の作成状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 津波避難場所の集約再編・位置づけの変更等について

今回示された一時避難場所等は全季節対応を想定しているとのことだが、場所によっては冬季間の避難が現実的に困難な所もあることを懸念するので、予め冬季の対応を想定した計画も盛り込むべきと思慮するので検討されたい。

海岸線に面した地区の避難所のうち、浦和地区については安全性等から避難所としては不適切ではないかと懸念する。高台にある旧浦和小学校跡地への道が今も存続しており、学校跡地が一次避難場所として適地と考えられるので再考することを望む。

今回の避難場所の再編においては、これまでの避難箇所を大幅に集約しているので、実際の避難が必要な際に町民が旧避難場所に向かってしまうなど混乱を招くことが推察されるので、計画策定後は防災マップの刷新・配布とともに各町内会で現地において避難訓練を行うなど、町民への周知・啓発を徹底されたい。

2 避難環境の整備の迅速化について

新聞等において千島海溝・日本海溝周辺で大地震が発生する確率が「30年以内90%」に上がったとの報道もあり、避難環境の整備を急ぐ必要があると考えるので、早急に整備が必要と思われる所は、計画策定前に町単独でも整備を進めることを検討する必要があると思慮する。特に、これまでの避難経験から、一時避難先でのトイレ整備は必須事項と考える。すべての一次避難場所に整備することは現実的ではないが、主要な避難場所（メモリアルパーク、ニュータウン等）には何らかの手法で整備・対応する必要があると思慮するので検討されたい。

一次避難先での企業施設・個人宅への協力依頼にあたっては、企業・個人に過度の負担を強いることも想定されるので、使用方法や費用負担等の協議は書面をもって行うべきと思慮する。

[委員会意見]

調査事件 7 町立学校の今後の在り方について（令和8年1月27日調査）

教育委員会では、町内の少子化に伴う児童生徒の減少や町立学校施設の老朽化等、当町の義務教育が抱える課題に対し、義務教育学校の新設など課題の解決に向けた検討を進めているとのことであり、この度、教育委員会より、町立学校の今後の在り方を検討するにあたっての考え方等について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

教育委員会から示された町立学校の今後の在り方の方向性等については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 今後の学校の在り方の検討について

今後の学校の在り方を検討するにあたっては、現状の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する教育環境の中で、子供達の教育の質を高めることを考慮すると、義務教育学校の設置を最善の策とする町・教育委員会の考えは理解する。しかし、これまでの学校統廃合の経緯を省みれば、町民には単に吉岡小学校の福島小学校への統合と受け止められる懸念があり、制度の意義やメリットが正しく理解されるよう、町民に丁寧に周知・説明する必要があると思慮する。

町の教育環境を考える上で一番大事なのは子供達の事という教育長の考えについては同意するが、町内、特に吉岡地区は地域と学校の繋がりが強く、昔から地域全体で学校を支え、子供達を見守ってきたという経緯を考慮すると、調査研究する組織設置を先行する進め方では地域住民の理解が得られるのか懸念されるので、まずは地域住民に対し意識調査なり説明会を開催すべきではないかと思慮するので検討されたい。

福 議 委 号
令和 8 年 1 月 2 8 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和 7 年 1 2 月 1 6 日福島町議会定例会 1 2 月第 2 回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 8 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	1 5 木質チップの活用状況について
調査期間	令和 8 年 1 月 1 9 日
出席委員	委員長 佐藤 孝男 副委員長 小鹿 昭義 委員 平沼 昌平 委員 平野 隆雄 委員 溝部 幸基
委員外議員	議員 藤山 大 議員 木村 隆 議員 熊野 茂夫
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 福祉課長 佐藤 和利 福祉課長補佐 吉澤 裕治 産業課長 福原 貴之
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 主任 角谷 里紗 会計年度任用職員 熊谷 治子

[委員会意見]

調査事件 15 木質チップの活用状況について（令和8年1月19日調査）

木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップについては、令和7年度から町内業者が、生産供給するとしていたが、令和7年11月10日に行った所管事務調査において、現在も町外から購入しているとの説明があり、委員会として町に対し速やかに現状を確認し、町内業者の早期生産供給にむけ対処するよう意見を提出したところです。

そのような中で、町より、木質チップの活用状況について資料が示されたことから、その内容を調査したので調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

町から示された木質チップの活用状況等については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 木質チップの活用状況等について

現在、町内産木材を使用した木質チップが温泉施設において十分に活用されていない現状にある。含水率の高さから想定以上の乾燥期間を要しているとの説明だが、現地を視察した際も感じたが、保管木材の自然乾燥状況把握とチップにした後の保管環境が含水率を適切に管理できる状況にないことが強く懸念される。

バイオマス燃料としての木質チップは、その品質（含水率）が燃焼効率やボイラーの維持管理に直結するものであり、今後、温泉施設へ良質な木質チップを安定的に供給するためにも、供給業者に対し適切な含水率を維持する保管環境の整備を強く指導されたい。

木質チップの活用は、町内未利用材の消費拡大のほか、CO2 排出削減や脱炭素計画の推進に重要な役割を担うことから、温泉以外にも町内全体で木質チップの活用増進を図る必要があると思慮するので、木質チップの利用によりどの程度 CO2 削減に寄与するのか具体的な数値を示しながら、町民に対し木質チップを広く周知・PRし、認知してもらうことが肝要と思慮するので検討されたい。

2 吉岡温泉の改修内容について

町から示された吉岡温泉の改修内容のうち特にサイロ室の改修については、施設の整備に先立って他町の施設を視察し、実際の運用にあたっての課題等も把握したうえで整備したことを考慮すると、設計の段階で検討・対応すべき視点ではなかったかと思慮する。特に、今回の改修には上げられていないが、チップ搬入口が狭くチップを搬入する際に手間がかかっていることや、搬入口を覆う屋根等が無い場合チップの適切な管理に支障が出ることが懸念されるため、必要な措置を講ずる必要があると思慮するので検討されたい。

福 議 委 号
令和 8 年 1 月 3 0 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

広報・広聴常任委員会
委員長 平野 隆雄

所管事務調査報告書の提出について

令和 7 年 1 2 月 1 6 日福島町議会定例会 1 2 月第 2 回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 8 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調 査 事 件	3 町内介護事業者との懇談について(経済福祉部会)		
調 査 期 間	令和 8 年 1 月 1 3 日		
出 席 委 員	部 会 長 佐藤 孝男 副部会長 小鹿 昭義 委 員 平沼 昌平 委 員 平野 隆雄 委 員 溝部 幸基	部 会 長 佐藤 孝男 副部会長 小鹿 昭義 委 員 平野 隆雄 委 員 溝部 幸基	部 会 長 佐藤 孝男 副部会長 小鹿 昭義 委 員 平沼 昌平 委 員 平野 隆雄 委 員 溝部 幸基
委員外議員	委 員 熊野 茂夫	議 員 熊野 茂夫	委 員 熊野 茂夫
欠 席 委 員		委 員 平沼 昌平	
介 護 事 業 者	有限会社 スマイル 代表取締役 寺澤 ふさ	社会福祉法人 幸愛会 理 事 長 平沼 昌平 陽光園園長 阿部 透	社会福祉法人 福島町社会福祉協議会 副 会 長 原田 恵悦 副 会 長 堀 繁子 理 事 極檀 忠男 理 事 櫻庭 節子 理 事 小林 佳子 理 事 出羽 正機 事務局長 石岡 大志 係 長 中村 辰雄
出 席 職 員	福祉課長 佐藤 和利	福祉課長 佐藤 和利	福祉課長 佐藤 和利 町民課長 深山 肇
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行	主 任 角谷 里紗	

調査事件3 町内介護事業者との懇談会について（令和8年1月13日開催）

現在、町内には介護事業所が3つあるが、福島町は令和7年12月末時点で人口に占める65歳以上の高齢者の割合が51%を超えるなど高齢化が進行しているものの、人口減少の影響から近年は介護対象者が減少傾向にある。

また、介護の現場では介護人材が不足し補充もままならない状況とのことであり、議会としても、今後、福島町の介護福祉を維持していくためにはどうすべきか議論していく必要があると考えており、まずは介護現場の声を直接聞く機会が必要と考えたことから、今回の懇談会を開催実施した。

事業者から初めに介護事業の現状を話して頂き、「町内介護事業の現状について」をテーマに、各事業者と意見交換を行ったので、懇談結果を報告する。

【懇談項目・意見】

町内3介護事業所関係者との個別懇談会は、令和3年度以来の開催でしたが、出席者の協力を頂き、町内介護事業の現状について一定の状況把握ができた。

町の高齢者介護の現況は、過疎少子高齢化が進行し、高齢者比率が51%（後期高齢者比率26.6%）を超えながら、対象者数が減少する状況に入り、介護従事者の確保・介護事業経営の悪化等の課題は、さらに厳しさを増しており、町が調整役となり3事業所と現状を共有し、町における今後の施設介護、居宅介護の在り方について、早急に検討しなければならない厳しい現況にあると思慮する。

各介護事業所との懇談内容については以下のとおり。

1 有限会社 スマイルとの懇談内容について

○事業者からの現況報告・意見

（1）従業員の人材不足と高齢化について

- ・働き手の高齢化・若年層不足・資格者流出で、募集しても人が来ない。

（2）在宅介護の需要について

- ・要介護度が上がっても「住み慣れた家で暮らしたい」希望は根強い。
- ・災害時に学校等へ避難した際に、車椅子での階段昇降が負担となっていること等も踏まえ、在宅介護の継続を希望する高齢者の実態を語っていた。

（3）経営面の限界について

- ・民間事業所として、物価高・人件費上昇の中で、介護報酬の枠内での運営は厳しい。
- ・社会保険を全員に十分掛けられないことが精神的負担となっているが、無理をすると経営継続が難しい。

○委員からの意見

（1）介護報酬について

- ・介護報酬改定により、地方特有の移動負担が報酬に反映されにくい。

(2) 3事業所と町での協議体の必要性について

- ・人口減少下で「どこか一つが生き残る」ではなく、町全体として介護提供体制をどう維持するかを検討する段階に来ており、町も交えた合同協議が必要。
- ・これまでも議会として協議の必要性を指摘してきたが実現対応が十分でなかったことから、新年度早期に町主導で協議の場を設ける必要がある。

2 社会福祉法人 福島幸愛会との懇談内容について

○事業者からの現況報告・意見

(1) 共通認識：「時間がない」

- ・法人全体で年間約2,000万円規模の赤字(合算資金収支で▲約1,844万円)。運用資金が約6,000万円規模でも、赤字が続けば3年程度で厳しくなる。
- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の集団感染が発生すると受入を停止せざるを得ないため、稼働低下となり、収入が落ちる。
- ・施設は人件費等の固定費が大きく、ベッドが空いても費用は減らない構造。

(2) 構造問題：介護保険制度と過疎地の不利

- ・訪問介護では移動時間が報酬に反映されず、過疎地ほど不利。
- ・入院増や感染症等での受入停止が発生すると、施設収入が減りやすい。

(3) 3事業所と町での介護体制の再設計が不可避

- ・3事業者だけの話し合いでは、それぞれ「自分の利用者を守る」心理が強く、集約・役割分担の“調整役”が必要であるため、町(行政)も交えた協議の場を早期に作るべき。

(4) 事業撤退・縮小の現実味と、受け皿不在の恐れについて

- ・デイサービス・居宅介護は「切りたい／切らざるを得ない」という検討が進んでいる。
- ・グループホームも建物老朽化が深刻で、維持が厳しい。
- ・一方で、福島町は代替の事業者が現実的に来ないため、どこかが崩れた時に受け皿ゼロになりうる「介護難民」「町外転出」が現実的な懸念事項。

(5) その他

- ・陽光園園長より、福島町の介護福祉を維持するための個人的な思いとして、町内の介護事業をすべて集約した施設を町の中心に整備しコンパクトシティを目指すべきではないかとの意見があった。

○委員からの意見

(1) 短期的、中長期的視点での支援について

- ・介護事業全体の構造の再設計が必要であり、補助金で対応するだけでは根本解決にならないが、事業所の経営が崩壊する前に短期のバックアップも必要。

(2) 3事業所を交えた現状把握・調整について

- ・施設介護（特養）は簡単にやめられないので、介護事業の核として維持しつつ再編が必要だが、これまでの年度推移や、利用者を増やす工夫、経費節減努力の具体的事例が見えにくいので、根拠となるデータを踏まえた検討が必要。町が中心になって3事業所と現状把握・調整の段階へ早く移行すべき。

3 社会福祉法人 福島町社会福祉協議会との懇談内容について

○事業者からの現況報告・意見

(1) 需要の絶対数減少と現場の人材不足について

- ・人口減少で介護需要の「絶対数」が減る一方、現場では人材不足が最大の課題。
- ・介護3事業所（社協・他2事業所）が個別に努力しても限界があり、事業継続には中長期の視点が必要。

(2) 人材確保策（就労奨励金等）

- ・社協独自の奨励金は、採用に一定の効果が見られた。

(3) サービス空白を出さない受け皿

- ・障害居宅介護等の採算が取りづらい分野からの撤退は起こり得る。
- ・社協は現状の1～2人程度の少人数なら対応可能だが、人数が増えると対応が難しいため、町として介護空白を生まない全体設計が必要。

○委員からの意見

(1) 人材確保策（就労奨励金等）

- ・社協だけでなく全事業所を対象に制度化することが行政として取り組みやすい支援であり、継続（定着）も含めた制度設計が望ましい。

(2) 3事業所の将来像（統合・役割分担・町の関与）

- ・将来的には一本化等も選択肢とせざるを得ないと推察されるが、どこが主導するかなど課題が大きい。
- ・介護制度変更等で社協の介護事業が厳しくなった経緯、行政・議会が実態把握を十分にできていなかった反省を踏まえ、今後は人口減少下での3事業所のあり方を再設計すべき。
- ・行政主導で、人口推計を踏まえた5～10年スパンのシミュレーションを基本に3事業所が忌憚なく話し合い、今後の方向性を見出す必要がある。

調査特別委員会の調査報告

令和6年6月20日開催の令和6年度定例会6月会議において設置した調査特別委員会から、次のとおり中間報告書の提出があったので、これを報告する。

令和8年2月13日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

1 議会改革調査特別委員会

- ・調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

福 議 特 委 号
令和7年12月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

議会改革調査特別委員会
委員長 平野 隆雄

調査特別委員会調査中間報告書⑤について

令和6年6月20日開催の令和6年度定例会6月会議において、本委員会に付託された事件の中間報告書⑤を、議会会議条例第50条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

調査特別委員会中間報告⑤

調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

令和7年10月2日に開催された第5回会議で見直しの3つの検討項目について、委員会としての方向性について確認したが、ハラスメント防止条例・議会改革の見直しについては、さらに詳細を詰めることとしたため、具体的な内容について協議した経過について以下のとおり中間報告する。

1 開催状況・調査内容

(1) 第1回目 令和6年6月20日(木)

正・副委員長の互選

委員長 平野 隆雄、副委員長 藤山 大

(2) 第2回目 令和6年12月24日(火)

委員間の意見交換を基に、見直し項目とした4項目のうち、議員のなり手対策を優先して取り組むことを決定。令和7年4月以降に道内先進地視察研修を行うことを確認した。

(3) 第3回目 令和7年3月24日(月)

第2回特別委員会を開催後、2月3日から10日にかけて「町民と議員との懇談会」を開催、2月18日には渡島西部四町議会議員連絡協議会研修会において栗山町齊藤副議長を講師に迎え、議員のなり手対策について研修を受け、研修塾の開催や先進地視察研修など、具体的な方策について協議した。

(4) 第4回目 令和7年7月18日(金)

第3回特別委員会を開催後、6月19日(木)開催の定例会6月会議において、議会基本条例諮問会議条例の一部を改正し、議員のなり手対策として公募委員の3名の追加や6月23日浦幌町への視察研修を終えたことから、残り3項目について具体的な内容を協議、改めて各議員の考え方を整理するためアンケート調査を実施することとした。

(5) 第5回目 令和7年10月2日(月)

第4回会議後に改めて各議員の考え方を整理するためのアンケート調査を実施、アンケート結果を基に、「議員定数」「議員歳費」「議会改革の見直し」の3項目について、特別委員会としての方向性を確認した。

2. 調査の論点と意見(中間報告⑤)

(1) 議員政治倫理条例の改正について

前回の委員会において、議員政治倫理条例にハラスメントの条項を追加する改正を行うことを確認していることから、具体的な改正内容について事務局案を基に議論した。委員からは改正内容について一定の理解はするものの、ハラスメント行為を受けたとの請求を議長が受理する前に、第三者による仲裁や議長からの口頭注意等で対応することも必要ではないかとの意見のほか、

追加する条項中のハラスメント行為に「さまざまな」の文言を追加すべきとの意見が出されたが、最終的な判断は委員長へ一任され、事務局案をベースに調整することとした。

(2) 常任委員会の見直しについて

前回の委員会で2常任委員会を1つにまとめ1常任委員会とする方向性について確認したことから、1常任委員会とした場合の具体的な運用等について議論を行った。

検討事項1、新たな常任委員会の名称については、1常任委員会制を採っている他自治体の例を参考に議論したが、委員間の意見がまとまらなかったため次回会議で引き続き議論することとした。

検討事項2、常任委員会の定数については、1常任委員会に全議員が所属するため、あえて議長若しくは正副議長を委員とせず職権対応とするかを議論した。委員からは正副議長を含めない定数7名で良いとの意見が出たものの、最終的な意見の取りまとめには至らず次回会議で引き続き議論することとした。

検討事項3、委員会の構成については、所管事務調査件数の多さから1常任委員会とした場合に委員長の負担が大きくなることが懸念されることから何らかの方法で業務を分散させる必要があり、事務局から出された、委員長と副委員長で所管を分け、副委員長の報酬の在り方については、広報・広聴常任委員長を副委員長とすることで歳費の役職加算に対応する案をベースに議論を行った結果、最終的な意見の取りまとめには至らなかったが、最終的な判断は委員長へ一任され、事務局案をベースに調整することとした。

(3) 総括

本特別委員会として、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」は、これまでに確認した方向性について町民との懇談会において意見を聴取・反映させる必要があることから、さらに調査を要するものと思われるため、継続審議とする。

以上、本特別委員会の中間報告⑤とする。